

## I 近隣騒音の解決事例について—渋谷区騒音事件の処理を参考にして—

公害等調整委員会事務局審査官補佐 森田 淳

### 【目次】

- 1 はじめに
- 2 渋谷区騒音事件の概要・処理経過
- 3 受忍限度について
- 4 騒音の客観的データの収集について
- 5 公法上の基準について
- 6 おわりに

#### 1 はじめに

(1) 地方公共団体が受け付けた公害苦情のうち、騒音に関する苦情件数は極めて多く、しかも近年増加傾向にある。また、公園騒音事件\*1やマンション騒音事件\*2など、身近な騒音をめぐる民事紛争がマスコミで取り上げられ、世間の注目を集めている。

このような状況は、都市化の進展や環境に対する意識の高まりを背景とした、「産業型から都市型・生活型へ」という公害の質の変化の1つのあらわれとみることができる。

(2) しかしながら、騒音に関する紛争は、次のような問題がしばしば生じるため、その解決は困難である場合が多い。そのため、市区町村の公害苦情相談や都道府県の公害調停でも、騒音に関する紛争の対応に苦慮しているものと思われる。

第1に、今日の裁判例では、騒音被害にかかる損害賠償請求ないし差止請求に関し

て、社会生活において受忍することが一般的に相当であるとされる限度（受忍限度）を基準として違法性の判断がなされているが、具体的な事例において、どのような事情をくみ上げ、各事情にどの程度の重きをおいて評価するかによって、当該被害が受忍限度を超過しているか否かの結論が異なり得る。

第2に、騒音に関する紛争が公害紛争処理機関に申し立てられたとしても、その解決のためにもっとも重要な証拠となるべき騒音の客観的データは、十分に揃っていないのが実情である。その原因としては、①被害者が、騒音に関する知識に乏しく、騒音計等の機材を有していない場合が多いため、被害者において正確な騒音測定結果を提出することはあまり期待できないこと、②過去に発生した騒音の程度を事後的に把握することは困難であり、特に、建設・土木工事に伴う騒音については、通常その発生が一定期間に限られるため、被害の申立てがなされた時点では、工事が終了している場合が多いことなどが挙げられる。

第3に、音の感じ方は個人差が大きく、騒音が被害者に与える身体的・精神的影響

は、主観的な事情に大きく左右される。そこで、環境基準や規制基準などの公法上の基準が、個別的な騒音被害による紛争を解決するに当たって、どのような意味を持つのかを明らかにする必要がある。

(3) この点、公害等調整委員会に係属し、平成19年11月19日に裁定した公調委平成18年(七)第1号渋谷区におけるビル建設工事騒音被害等責任裁定事件(以下「渋谷区騒音事件」という。)は、上記の問題点をいずれも含んだ、騒音に関する紛争の典型的な事案であるといえる。

そこで、以下、渋谷区騒音事件を題材として、公園騒音事件やマンション騒音事件等、最近注目を集めた裁判例の考え方を踏まえつつ、騒音に関する紛争をめぐる上記諸問題について、順次検討を加えることとする<sup>\*3\*4</sup>。

公害苦情相談や公害紛争処理制度における調停においても、その説得の基礎には、民事責任の有無が据えられるべきであり、その点を不明確にしたままでは、当事者の納得が得られないことになり、ひいては、迅速かつ適切な紛争解決を図ることができない場合がある。そのような観点からも、本記事で紹介する事件処理の手順・判断手法は参考になるものとする。

## 2 渋谷区騒音事件の概要・処理経過

### (1) 事案の概要

本件は、渋谷区所在の6階建てビルの5階に居住する夫婦(申請人)が、その近隣で平成17年4月ごろから11月ごろまでの間にビルの解体工事を行った建設会社(被申請人)に対し、解体工事に伴う騒音、振動又は粉じんに暴露し、生活妨害、健康被害又は収入の減少による財産的、肉体的及び精神的被害を受けたと主張し、それぞれ慰謝料及び逸失利益等の損害賠償を求め、責任裁定を申請した事案である。

これに対し、被申請人は、解体工事に伴う騒音等と申請人ら主張の被害との間に因果関係がない、解体工事に伴う騒音等による被害は受忍限度を超えていない、などと主張して損害賠償責任を争った。すなわち、本件の争点は、①因果関係の有無、②受忍限度超過の有無、③損害額である。

### (2) 審理の経過

公害等調整委員会は、本裁定申請を受け付けた後、直ちに裁定委員会を設けた。裁定委員会は、10回の審問期日を開催して、主張・証拠の整理及び証拠調べを行うとともに、現地において事実調査(現地調査)を行うなどして、下記経過表のとおり審問手続を進めた。

### 【経過表】

平成18年	
1月11日	申請受付
3月13日	第1回審問期日（主張・証拠の整理）
4月5日	裁定委員会による現地調査（現況の把握等）
4月18日	第2回審問期日（主張・証拠の整理）
6月14日	第3回審問期日（主張・証拠の整理）
7月26日	第4回審問期日（主張・証拠の整理）
10月6日	第5回審問期日（主張・証拠の整理）
平成19年	
1月16日	第6回審問期日（参考人尋問）
2月6日	第7回審問期日（参考人尋問、当事者尋問）
5月23日	第8回審問期日（主張・証拠の整理）
7月24日	第9回審問期日（主張・証拠の整理）
8月30日	事務局職員による現地調査（簡易測定）
9月18日	第10回審問期日（審問終結）
11月19日	裁定

### (3) 裁定の概要\*5

#### ア 結論

一部認容（慰謝料各20万円）

#### イ 理由の要旨

##### (ア) 因果関係の有無（争点①）について

解体工事に伴う振動又は粉じんにより、申請人らが被害を受けたことは認められない。

解体工事に伴う騒音により、申請人らが会話妨害等の精神的苦痛を受けたことは認められるが、収入の減少や健康被害を受けたことまでは認められない。

##### (イ) 受忍限度超過の有無（争点②）について

下記 a から f までの事情を総合すると、申請人らが暴露した騒音は、受忍限度を超えるものであって、違法性を帯びる。

#### a 被侵害利益の性質と内容

申請人らが受けた被害は、会話妨害等の精神的被害にとどまる。

#### b 侵害の程度

申請人らは、解体工事が行われた期間（約7か月間）のうち、一部（約3か月間）では、申請人ら宅の窓を閉めた状態で約60dBないしそれをやや下回る程度の騒音に暴露していたものと推認される。その余の期間においては、ある程度の騒音が発生していたものと認められるが、暴露した騒音の程度を特定することはできない。

#### c 侵害行為の態様

申請人ら宅のあるビルは、商業地域に立地しているが、幹線交通を担う道路に近接する場所に位置するものではない。

被申請人は、建設機械使用の届出などの騒音規制法所定の手続をしており、騒音規制法の規制基準に違反していたとは認められないものの、被申請人において、解体工事の期間中、騒音を低減するための相当な措置が採られていたとは認め難い。

#### d 侵害行為の開始とその後の継続状況

防音サッシの取付け等の申請人ら側における防音対策は何ら採られておらず、そのことに、申請人らに明確な帰責原因があるとまではいえない。

#### e 公共性

本件解体工事が公共にかかわる建設工事ではなく、申請人らは、一方的に騒音の被

害を受けただけである。

#### f その他

被申請人が近隣住民に苦情対応等を行っていたことから、被申請人は、少なくとも、苦情対応が必要な程度の騒音を発生させていると認識していたと推認される。

#### (ウ) 損害額（争点③）について

申請人らが受けた騒音のレベル、暴露期間に加え、被申請人の解体工事中の申請人らに対する苦情対応の仕方、解体工事を行った被申請人において自ら騒音測定をしておらず、本件で騒音の程度の解明が困難となっている責任の一端は被申請人にあるといえること等の本件に現れた一切の事情を勘案すると、申請人らの精神的苦痛を慰謝するための金額としては、20万円とするのが相当である。

### 3 受忍限度について

(1) 裁判においては、騒音による被害が受忍限度を超えるか否かについて、加害者側の事情と被害者側の事情を総合して判断すべきであり、具体的には、①侵害行為の態様とその程度、②被侵害利益の性質とその内容、③侵害行為の公共性の内容と程度、④侵害行為の開始とその後の継続状況、⑤その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等を総合して判断するのが相当であるとの立場が採用されている（最判昭56.12.16民集35巻10号1369頁、最判平7.7.7民集49巻7号1870頁参照）。渋谷区騒音事件においても、同旨の規範を定立した上で、これらの各事情について順

次詳細な検討を加え、最後に総合評価を行っている。

(2) ところで、受忍限度論は、どの程度の被害ならば社会生活において受忍することが一般的に相当であるか、ということ判断する考え方であるから、上記各事情のうち、まず最初に検討されるべきものは、②被侵害利益の性質とその内容である。そして、騒音によって侵害された利益が生命・身体や健康に関する利益の場合、原則として、侵害されているということのみをもって受忍限度を超えると判断すべきである。これは、生命・身体や健康は、他の利益のためにその侵害を受忍すべきであるとはいえないのが通常だからである。他方、被侵害利益が、生活妨害、会話妨害、単なる不快感等にとどまる場合には、ある程度の範囲で相互に我慢しなければ社会共同生活を送ることはできないので、侵害されているということのみをもって直ちに受忍限度を超えると判断すべきではなく、さらに他の事情との総合的な判断が必要となる。

これを渋谷区騒音事件についてみると、申請人らは、前記2(1)のとおり、解体工事に伴う騒音、振動又は粉じんに暴露したことにより、生活妨害のほか、健康被害や収入の減少といった被害を受けたと主張したが、本裁定は、上記2(3)イ(ア)のとおり、解体工事に伴う騒音により、会話妨害等の精神的苦痛を受けたことは認めたものの、それ以外の被害については、解体工事に伴う騒音等との因果関係を否定した。

そうすると、申請人らが会話妨害等の精

神的苦痛を受けた事実のみでは受忍限度を超えるとは判断することはできないことになる。そのため、渋谷区騒音事件の裁定では、さらに他の事情について、順次詳細な検討が加えられている。

(3) この点、下階の居室に伝わる上階からの生活音による精神的苦痛が被侵害利益として主張されたマンション騒音事件についてみても、同判決は、当該生活音の大きさ、時間帯、継続時間のほか、被告の住まい方や対応の不誠実さについて詳細な検討を加えた上、これらの事情を総合的に考慮して、受忍限度を超過すると判断している。

#### 4 騒音の客観的データの収集について

(1) 騒音による被害が生活妨害等による精神的苦痛にとどまる場合、受忍限度超過の判断要素としては、侵害行為の態様とその程度(3(1)①)が重要な意味を持つことになる。なぜなら、侵害行為の態様及びその程度と生活妨害等による精神的苦痛の程度は、相関関係にあると考えられるからである。

しかしながら、前記1(2)のとおり、騒音に関する紛争においては、騒音の客観的データが十分に揃っていない場合が多く、その場合、騒音の発生状況を中核とする侵害行為の態様とその程度を認定するのが困難となる。

渋谷区騒音事件の審理においても、解体工事期間中には騒音の測定がなされておらず、解体工事期間中の騒音データも存在していない。また、本裁定の申請時点では、

解体工事は既に終了していたため、裁定委員会による解体工事に伴う騒音の測定も実施されていない。ただ、本裁定は、現地調査及び職権証拠調べの結果から、次のような認定判断をした。

(2) 本裁定では、申請人らが、工事期間中である平成17年10月12日、アナログ式の簡易騒音計を用いて、申請人ら宅内で騒音を計測し、その状況をビデオ撮影したビデオテープが証拠として掲記されている。本裁定によると、このビデオテープに撮影された騒音計の針の振幅状況からは、申請人ら宅内において、窓を開けた状態で、窓際で、おおむね85dBと読み取ることができるとされており、このビデオテープをもとに、申請人らが工事期間中に暴露し騒音の程度を推認できるか否かが検討されている。

ところで、申請人らの主張は、申請人ら宅内において、窓を閉めた状態でも、受忍限度を超えた騒音に暴露したことによって被害を受けたことを前提とするものと解される。そうすると、申請人らが暴露した騒音の程度を認定することが必要であるが、その程度は、申請人ら宅内へ騒音の透過損失(入射した音と透過した音との差をいい、防音性能・遮音性能の指標となる。)の程度によって異なる。また、申請人ら宅内における暗騒音(対象音がないときのその場所の騒音)レベルによっては、解体工事に伴う騒音が申請人ら宅内での音環境に影響を与えた程度も異なる。

そこで、本裁定は、これらの点を踏まえ、

申請人ら宅の窓の形状（窓のタイプ、窓硝子の厚さ、窓及び窓ガラスのサイズ、窓枠の材質等）、JIS-C-1502規格の計量法普通騒音計を用いてなされた、室外（窓を開けた状態で、窓から1 m離れた室外の地点）及び室内（窓を閉めた状態で、窓から1 m離れた室内の地点）での、それぞれの等価騒音レベル（暗騒音レベル）の測定結果（公害紛争処理法42条の18に基づき、平成19年8月30日、当事者双方に立会いの機会を与えた上で、現地でなされた事実の調査（現地調査）の結果）、そして、これに加え、職権により収集された、建物及びガラスの防音性能に関する専門的な資料を総合し、申請人ら宅内への透過損失が最大で25dB程度であると推認しても差し支えないとした。

(3) 本裁定は、上記平成17年10月12日のビデオテープと上記現地調査及び収集した資料に基づいて、同日、窓を閉めた状態での室内騒音レベルは、60dB程度であったこと、60dBの水準の室内騒音は、音声聴取妨害を惹起し、一定の不快感を与えるレベルのものであったこと認定することができるとした。

また、解体工事の工程とをつきあわせることで、「解体工事が行われた期間（約7か月間）のうち、一部（約3か月間）では、申請人ら宅の窓を閉めた状態で約60dBないしそれをやや下回る程度の騒音に暴露していたものと推認される。」と判断した。

(4) なお、裁判においても騒音の客観的データをいかに揃え、騒音の発生状況を把

握するかは重大かつ切実な問題である。加害者側が騒音に関する専門的な知識を有する企業であり、訴訟に協力的であればさほど問題はないが、そうではない場合に裁判になるのが通常である。原則として、被害者側に騒音の発生状況に関する立証責任が課せられているので、被害者にとって大きな負担となっている。訴えが提起された後においても騒音が継続している場合には、裁判所が行う鑑定によってこの点が明らかとなる事例が多いが、それでも多額の鑑定費用がかかり、鑑定の予納費用は、鑑定申請をした被害者の負担となる。

この点、マンション騒音事件においては、被害者が訴訟を見越して、自らMDプレーヤーを購入したり、騒音計のリースを受けるなどして騒音を測定しており、これが判断の基礎とされている（もっとも、C特性（周波数補正回路の特性の一つで、平坦特性のこと。C特性の測定結果は、物理的な音圧レベルの近似値とみなせる。）で測定していたため、A特性（耳で聞いた大きさに近似させるための周波数補正回路の特性の一つ）に補正する必要が生じた。）。公園騒音事件では、被害者において、3回にわたって、各回ともほぼ半日がかりの詳細な騒音測定が行われており、これが判断の基礎とされている。

## 5 公法上の基準について

(1) 騒音に関する公法上の基準としては、事業者等が遵守すべき基準としての規制基準（環境基本法21条1項1号参照）と、人

の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準である環境基準（同法16条1項参照）がある。これらは、いずれも、受忍限度超過の判断要素である侵害行為の態様と侵害の程度(3(1)①)に関連する事情である。

そして、一般的には、当該騒音が規制基準を超えれば、原則として受忍限度を超過していると判断されるが、規制基準以下であるからといって、直ちに受忍限度を超過しないと判断されず、さらに他の要素との総合考慮が必要となると解されている。規制基準は、個別具体的な公害発生防止のための最低限の基準を設定し、一定の施設を持つ事業者に、これを遵守する義務を負わせるものだからである。

これに対し、当該騒音が、環境基準以下である場合には、受忍限度を超過しないと判断される場合がほとんどである。騒音に係る環境基準は、環境行政上の目標値であり、人間の健康維持のために維持されることが望ましい基準として設定されたものだからである。

(2) この点、渋谷区騒音事件においては、解体工事期間中の騒音データがないため、規制基準超過の有無について判断されていない。

他方、環境基準についてみると、環境基準は建設作業騒音には適用がないとしながらも、窓を閉めた状態での申請人ら宅の室内騒音レベルを、幹線交通を担う道路に近接する場所における屋内指針と比較することにより侵害の程度を判断している。これ

は、環境基準が適用されない騒音であっても、環境基準の根拠となる科学的知見を参照しても差し支えないとの考えに基づくものと推察される。

ただし、本裁定が、上記指針値は、騒音エネルギーの時間的な平均値である等価騒音レベルを評価手法として用いているため、準定常衝撃騒音の音圧レベルとして得られた申請人ら宅の室内での騒音と比較するに当たり、若干の修正・緩和が必要である旨判示している点は、留意されるべきである。

(3) 公園騒音事件の決定は、騒音の差止請求における規制基準の意味をより明確に判示している。すなわち、公園から発生する騒音について、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例136条\*6の規制基準内の騒音であれば、原則として一般人が受忍すべきものであるが、規制基準を超える騒音については、違法な騒音としてその差止めを求めることができるとし、規制基準を超える違法な騒音であっても、侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、騒音を発生させている施設の公共性ないし公益性の程度等を比較考量するほか、被害者の生活状況や四囲の状況、騒音発生開始と被害者の居住開始の先後関係、騒音を発生させている側の採った騒音防止策とその効果等の事情を総合的に考慮して、その騒音が受忍限度内であると判断される場合には、例外的に、差止めの対象とはならない場合がある旨判示している。

他方、マンション騒音事件においては、

マンションの階上からの生活音については、上記条例の規定は適用されないとして、公法上の基準を受忍限度超過の判断に用いていないが、上記(2)のように、適用除外とされた理由に配慮しつつ、同条の根拠となった知見を参照することは差し支えなかったと考えることもできよう。

## 6 おわりに

渋谷区騒音事件は、その事件の性質上、騒音の発生状況について、当事者による立証が十分になしえない事案であった。このような事案が、仮に裁判所で争われた場合、事案の解明が十分になされないまま、受忍限度を超える被害が発生したと認めるに足りる証拠はないとして、請求が退けられるおそれがある。

しかし、公害等調整委員会の行う裁定では、当事者の立証にとどまらず、裁定委員会の事実調査によって解明した事実関係や職権証拠調べによって明らかとなった専門的知見等も総合的に検討し、被害の有無・内容・程度等についての解明度（審理結果の確実性）の高い調査・審理に努めているところである。そして、このような事案の解明のための積極的な取組みは、裁定手続のみならず、都道府県公害審査会等における調停及び仲裁手続においても、国民から期待されているといえる。

渋谷区騒音事件は、事実調査及び職権証拠調べにより、専門性・機動性という公害紛争処理手続のメリットを活かし、適正な紛争解決の実現を図った事例である。本事

例の調査・判断手法を参照されて、公害苦情相談・調停において、法的に当該事案が判断されたならばどうなるかということ念頭に置きつつ、当事者の合意により柔軟に紛争が解決されるよう、本事例の解決手法を今後の事務処理の参考にさせていただいたら幸いである。

(注)

\*1 公園の近隣に居住する者が、同公園内の噴水で遊ぶ子どもの声やスケートボード等の騒音により、生活妨害等の被害を受けていると主張し、騒音の差止め等を求める仮処分の申立てをした事例（東京地裁八王子支部平成19年10月1日決定・公刊物未掲載）

\*2 マンションに住む者が、その上階に住む者に対し、子供が廊下を走ったり跳んだりはねたりする音により、精神的苦痛を被ったと主張し、損害賠償（慰謝料）を求めた事案（東京地裁平成19年10月3日判決・判例時報1987号27頁・最高裁判所ホームページ

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20071105134334.pdf>)

\*3 近隣紛争については、そもそも公害性の存否が問題となるが（公害紛争処理法2条、環境基本法2条3項）、本記事では実体的問題に絞って紹介する。公害性の存否については、ちょうせい第7号（平成8年11月）の「プラクティス公害紛争処理法第7回 相隣関係」を参照されたい（公調委ホームページ

[http://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/pdf/plactis/plactis\\_07.pdf](http://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/pdf/plactis/plactis_07.pdf)）。

\*4 本稿中、意見にわたる部分は、筆者の見解であり、渋谷区騒音事件を担当した裁定委員会の見解ではない。

\*5 裁定書の全文は、公調委ホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/shibuya.pdf>を参照されたい。

\*6 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例136条「何人も、…別表第13に掲げる規制基準（規制基準を定めていないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度）を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生をさせてはならない。」